

第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）

1 目的

法人経営の健全化及び県行政の効率的な推進を図るため、県関与のあり方について見直しを行うとともに、経営改善に向けた課題及び今後の具体的な取組を定める。

2 対象法人

県の出資比率が25%以上の法人（29法人）とする。

3 基本的事項

- ・法人ごとに、県関与のあり方を「統廃合」、「県関与の縮小・廃止」及び「県関与の継続」に区分するとともに、見直しの方向性を定める。
- ・「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第2次）」の取組実績や経営評価結果等を踏まえ、法人別行動計画を定める。

4 計画期間

平成30年度～33年度（4年間）

5 計画の検証及び見直し

各年度の取組状況及び経営評価結果等を踏まえ、必要に応じて次年度以降の計画を見直す。

（主な年間スケジュール）

- ・計画に基づく取組実施（通年）
- ・経営評価の実施（7～9月）
- ・取組状況の点検、経営評価結果の分析（10～12月）
- ・次年度計画の見直し、県議会への報告（2月）
- ・次年度計画の決定及び公表（3月）

法人名	秋田臨海鉄道(株)	所管課	交通政策課
課 題	日本製紙(株)秋田工場の貨物輸送に依存していることから、採算の取れない部門の改善による収益の確保が必要である。また、車両を含め鉄道設備が老朽化しており、将来的な大規模設備投資を見据え、計画的な財源確保が必要である。		
取 組	<p>受託事業における収益の拡大と軌道関係プロジェクトの取組（軌道修繕作業の直営化）等によりコスト管理を図り、安定的な経営を維持する。</p> <p>【平成 30～33 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軌道関係プロジェクト（軌道修繕作業の直営）の実施 ・受託事業の見直し 		